

拉致事件早期解決のための北朝鮮に対する経済制裁措置の一部解除に
関する意見書

本年8月、中国の瀋陽で行われた日朝実務者協議において、北朝鮮が今後拉致被害者に関する全面的な調査のやり直しを開始すると同時に、日本も北朝鮮からの人的往来の規制解除及び航空チャーター便の規制解除を実施する用意がある旨を表明しました。

規制解除の時期については、北朝鮮が権限ある調査委員会を立ち上げたことを日本に通報した時点としていますが、過去に行われた北朝鮮による拉致問題の調査はいずれも具体的な成果を上げておらず、拉致被害者の御家族並びに一刻も早い拉致事件の解決と被害者の帰国を待ち望んでいる市民からは疑問や反対の声が上がっています。

解除の判断は、再調査の進展や結果を十分に見極めた上で、慎重に行うべきであり、具体的な行動が見られない場合は制裁のあり方を再検討することも必要であります。

このたびの北朝鮮の表明は、明らかに米国のテロ支援国家指定解除を狙ったものであり、拉致事件の完全解決という目標にとって「前進」というには程遠いものであります。解決のためには、拉致事件のみならず、核やミサイル等の問題も合わせて、関係国と連携を密にしながら、着実に交渉を進めていかなければなりません。

そもそも北朝鮮が誠実な対応をとるのか疑わしく、拉致事件の完全解決に向けては信ずるに足りない状況であることから、北朝鮮が拉致被害者全員を帰国させ、拉致事件の完全解決がなされるまでは、引き続き経済制裁措置の一部解除に慎重に対処するべきであります。

よって国会及び政府におかれては、「拉致事件の解決なくして国交の回復なし」の方針のもと、拉致事件の早期完全解決のため、経済制裁措置の解除に対しては慎重な対応をとられることを強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年10月1日

長岡市議会議員 五 井 文 雄

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣